

秋田県地域医療対策協議会設置要綱

（趣旨）

第 1 条 深刻化する医師不足や医師の偏在問題に対応し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保と実効ある医師確保対策を検討するため、医療法第 30 条の 23 の規定に基づき、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （１） 医療法第 30 条の 23 第 2 項各号に掲げる事項の実施に必要な事項
- （２） その他本県の医療提供体制の確保及び医師確保を図るために必要な事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織し、委員は知事が任命する。

- 2 特定の事項を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員は、当該特定の事項に関する検討が終了したとき又は委員の任期満了日のいずれか早い日に解任されるものとする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

- 2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関、行政機関及び団体のうちから、副院長、副市長及び准教授等の当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、第 3 項中「委員」とあるのは「委員（代理委員を含む。）」と、前項中「出席委員」とあるのは「出席委員（出席代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 協議会は、議決により部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則 (令和元年7月5日医-658)

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。